

令和3年3月24日

事業者の皆様

京都市上下水道局  
総務部契約会計課

### 見積書等の押印を省略可能とする運用について

当局では、行政手続のデジタル化に向けた取組の一環として、令和3年4月1日以降に提出される（日付が令和3年4月1日以降となる）見積書、請求書及び納品書・完了届等<sup>※1</sup>について、従来の押印のある書類も有効としつつ、押印を省略した書類の使用も認めることとします（見積書については、押印に代わる書類の真正性の確認<sup>※2</sup>ができる場合に限る。）。

※1 工事及び工事の設計及び監理並びに測量、地質調査その他の工事に関する調査、企画等の業務委託（以下、「測量・設計等業務委託」）に係る完了報告書類を除く。

※2 その書類の作成名義人が真実の作成者であると認められることの確認

### 記

#### 1 見積書

##### (1) 押印の省略を認める要件

提出者の真正な意思表示であることを確認するため、見積書には、朱肉による押印（以下、単に「押印」といいます。）を要することとしていますが、下記ア及びイのいずれの要件も満たす場合には、押印を省略することができることとします（提出方法（FAX、電子メール、郵送、持参）は問いません。）。

##### ア 担当者及び連絡先が記載されていること

担当者と代表者が同一である場合も、担当者名を記載してください（「担当者と代表者は同一」と記載しても可）。

##### イ 真正性の確認ができること

真正性の確認は、当該見積書の記載内容と、当局の競争入札参加有資格者名簿、担当者からいただいた名刺又は事業者のホームページとの照合により行うことを基本としますが、必要に応じて、以下の事項について電話等により確認させていただく場合があります。

##### (ア) FAXの場合

FAXに印字された送信元FAX番号が、見積書提出事業者が使用しているものと同一であるか。

##### (イ) 電子メールの場合

送信元メールアドレスが、見積書提出事業者が使用しているものと同一であるか。

##### (ウ) 郵送又は持参の場合

見積書に記載された担当者又は見積書を持参した担当者が在籍しているか。

## (2) 注意事項

上記は、従来の見積合せのルールを変更するものではありませんので、オープンカウンター等で提出いただく見積書については以下の点にご注意ください。

### ア 提出する見積書の金額（税込）が10万円以下の場合

従来どおり、押印のない見積書で足りませんが、見積合せの結果、契約相手方となる場合には、改めて押印のある見積書を提出いただくか、真正性の確認を経る必要があります。

### イ 提出する見積書の金額（税込）が10万円を超える場合

押印のある見積書を提出いただくか、真正性の確認を経る必要があります。

## 2 納品書・完了届等の履行を確認する書類

押印の省略が可能です。また、真正性の確認は行いません。

ただし、工事及び測量・設計等業務委託に係る完了報告書類については、これまでどおり押印が必須となりますのでご注意ください。

## 3 請求書

押印の省略が可能です。また、真正性の確認は行いません。ただし、口座振替依頼書の押印を省略することは出来ませんのでご注意ください。